

議 事 録

会 議 名	平成23年 第10回 寒川町農業委員会 定例総会		
開催日時	平成23年10月26日(水)午後1時30分から	開催形態	公 開
開催場所	寒川町役場 東分庁舎第1会議室		
出席委員	会長：8番 金子保男 会長職務代理：6番 脇 文亮 委員：1番 栗田 務 2番 石塚雄司 3番 楠谷 稔 5番 藤井 彰 7番 木村長茂		合計7名
欠席委員	4番 石黒 明		
農業委員会事務局	事務局長：中嶋利弥 主査：原田健伸 主事：中瀬靖子		
議 題	[議案] 1. 農地法第5条の規定による許可申請 2. 相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況確認 [報告] 3. 農地法第4条第1項第7号の規定による届出 4. 農地法第5条第1項第6号の規定による届出		
会議の概要	<p>会 長：それでは、ただ今から、平成23年第10回定例総会を開会いたします。欠席委員は、4番石黒明委員1名です。出席委員は8名中7名で、定足数に達しておりますので、総会は成立しております。</p> <p>本日の議事録署名人に、1番栗田委員と2番石塚委員を指名いたします。本日の議題は、お配りの総会次第にありますとおり、農地法第5条の規定による許可申請ほか、全4件であります。</p> <p>会 長：初めに、農地法第5条の規定による許可申請、議案番号30号を上程いたします。事務局より議案の朗読と説明をお願いします。</p> <p>事務局：(議案番号30号を朗読) 当案件は、前回の定例総会で継続審議となりました、分家住宅として転用するという案件です。追加請求しておりました不足書類は提出され、現地の状況も、詳細は地区委員さんからご説明があると思っておりますが、解消されております。なお、再度、農地法に基づく農地転用許可の判断となる立地基準を申し上げますと、第3種農地の区域に近接し、当該地を含む区域の農地の面積の規模が10ha未満であることから、第2種農地にあたり、当該申請に係る事業の目的を達成するために、当該地に代えて周辺の他の土地を供することはできませんので問題はありません。また、一般基準における各号には該当せず、個別基準といたしましては、その他の住宅ということで500㎡を超えていないこと、さらに、市街化区域に農地を有しておらず、譲受人は現に住宅を有していないことから問題はありません。なお、都市計画法による開発許可申請については、平塚土木事務所に提出済みでありますことを確認しております。</p> <p>会 長：続いて、地区担当の石塚委員から、現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。</p> <p>2 番：先月継続に至ることとなりました現地の状況ですが、植栽等は除かれて、きれいに整地されており問題ありません。</p> <p>会 長：ありがとうございました。これより、質疑に入ります。ただいまの説明について、発言のある方は挙手願います。</p>		

(委員より意見、質問なし)

会 長：よろしいでしょうか。それでは採決いたします。議案番号30号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

会 長：では全員賛成ですので、議案番号30号は原案のとおり許可相当として、意見書を添え、県に進達することに決定いたします。
続いて、議案番号31号を上程します。事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局：(議案番号31号を朗読)
当該地は、位置図にありますとおり、寒川高校の南の道路を西に150mほど行き、信号を南に曲がった東側の、資材置場と駐車場に挟まれた農地です。この筆の北側の中程に、携帯電話のアンテナ基地局を設置するための工事用重機作業場及び資材置場に6ヶ月間一時転用するものです。譲受人は携帯電話会社の下請業者です。当該地の農地法に基づく農地転用許可の判断となる立地基準として、市街化区域から連たんしていることから、第3種農地にあたり、また、6ヶ月間の一時的な利用に供するということから問題はないと考えます。
なお、基地局本体の土地に関しては、認定電気通信事業者の行う中継施設等の設置に伴う農地転用であることから、許可不要となっておりますが、事業計画書等を提出させ、神奈川県湘南地域県政総合センターと調整手続きを行っております。

会 長：続いて、地区担当の楠谷委員から、現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

3 番：先日、現地を見て参りました。地図にあるとおり北側は産廃の集積所、南は駐車場になっているところです。東側は田んぼになっておりますが、今回の転用場所とは接してないので問題はありません。

会 長：ありがとうございました。これより、質疑に入ります。ただいまの説明について、発言のある方は挙手願います。

5 番：許可不要の転用のところをもう少し詳しく説明してください。

事務局：認定電気通信事業者と言われるのは、例えばドコモやソフトバンクといった携帯電話会社等で、5条転用の中でも公共的事業に準ずる観点からか、許可が不要となっております。ただ、事前調整は行わなければならない、県の通知「認定電気通信事業者の行う中継施設等の設置に伴う農地転用の取扱いについて」に基づき、事業計画書や必要書類を提出させ、調整を行っております。書類としては、申請地に建設するに至った理由書や位置図、電波塔等の構造図や平面図等の図面、登記簿謄本などを添付させております。

5 番：今回の一時転用に関連しているのだから、その許可不要部分の図面も配布してほしい。

事務局：後ほど、わかるものをコピーしてお配りします。

会 長：その他、ご意見、ご質問はありますか。

(委員より意見、質問なし)

会 長：よろしいでしょうか。それでは採決いたします。議案番号31号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

会 長：では全員賛成ですので、議案番号31号は原案のとおり許可相当として、意見書を添え、県に進達することに決定いたします。
次に、相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況確認、議案番号32号を上程いたします。事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局：(議案番号32号を朗読)

当案件を含め2議案は、相続税の申告期限の翌日から20年を迎え、納税猶予期間が満了となり相続税が免除されるため、藤沢税務署長から相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況の確認について依頼がありましたものです。

当32号の案件につきましては、相続人と共に、地区担当の楠谷委員と事務局2名で1筆の利用状況確認をしましたところ、耕作されており、適正に管理されておりました。

会 長：続いて、地区担当の楠谷委員から、現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

3 番：先日、事務局、相続人とともに確認してきました。田んぼは丁度稲刈りが済んだところでしたが、きれいに耕作されておりました。

会 長：ありがとうございました。これより、質疑に入ります。ただいまの説明について、発言のある方は挙手願います。

(委員より意見、質問なし)

会 長：よろしいでしょうか。それでは採決いたします。議案番号32号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

会 長：では全員賛成ですので、議案番号32号は原案のとおり、利用状況確認書を税務署へ送付することに決定いたします。

続いて、議案番号33号を上程いたします。事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局：(議案番号33号を朗読)

当案件につきましては、相続人と共に、地区担当の木村委員と事務局1名で計6筆の利用状況確認をしましたところ、すべて耕作されており、適正に管理されておりました。

会 長：続いて、地区担当の木村委員から、現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

7 番：事務局と相続人とで回りました。田が4筆、畑が2筆で田については1筆休耕中ですが管理されておりました。他の田畑についてはきれいに耕作されておりました。

会 長：ありがとうございました。これより、質疑に入ります。ただいまの説明について、発言のある方は挙手願います。

5 番：地目が田のものがいくつか畑になっているが、これは納税猶予農地の状況には影響ないのでしょうか。

事務局：農地であり耕作している状況であればいいということです。

3 番：1筆休耕しているという説明がありましたが、問題はないのですか。

7 番：生産調整等の政策として休耕しているもので、問題ないでしょう。

2 番：あくまで休耕田であり、耕作放棄地ではないのでしょうか。

6 番：休耕地というのは、いつでもすぐに耕作できる状態にあるということですから。

会 長：その他、ご意見、ご質問はありますか。

(委員より意見、質問なし)

会 長：よろしいでしょうか。それでは採決いたします。議案番号33号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

会 長：では全員賛成ですので、議案番号33号は原案のとおり、利用状況確認書を税務署へ送付することに決定いたします。

次に、報告事項に入ります。報告番号52号の農地法第4条第1項第7号の規定による転用届出、報告番号53号から57号の農地法第5条第1項第6号の規定による転用届出について、一括して事務局より報告事項の

	<p>朗読と、説明をお願いします。</p> <p>事務局：(報告番号52～57号を朗読) いずれも添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決により、書類を受理いたしました。</p> <p>会長：ただいまの報告について、発言のある方は挙手願います。 (委員より意見、質問なし)</p> <p>会長：よろしいでしょうか。特に発言が無いようですので、届出の報告事項については了承されたことといたします。 以上をもって、平成23年第10回寒川町農業委員会定例総会を閉会いたします。</p>
資 料	1. 平成23年第10回定例総会議案及び位置図

議事録署名人(1番) 栗田 務 議事録署名人(2番) 石塚 雄司

本議事録は、平成23年11月28日、承認・署名を得て確定しました。